## 議案第9号

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定す る。

令和元年12月4日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 大網白里市使用料及び手数料条例(昭和38年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第3前各項に掲げるもののほか、地方自治法に基づき市が自治事務として行なうものの項中「行なう」を「行う」に、

Γ

その他の諸証明	1件につき	300円	を

Γ

都市計画事務に係る	1件につき	300円
もの(土地に関する		
証明に限る。)		
その他の諸証明	1 件につき	300円

摘要 都市計画事務に係るもの(土地に関する証明に限る。)については、土地10 筆をもって1件とする(10筆未満は1件とし、10筆を超える端数は、その端数をもって1件とする。)。 に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。